令和８年度　熊野町

帯状疱疹予防接種のお知らせ

熊野町では、令和８年度予防接種を下記のとおり実施しています。
これまで、帯状疱疹の予防接種を原則一度も受けたことがない人が対象です。

【対　象　者】 対象者は年度により異なるため、接種機会を逃さないようご注意ください。
※これまでに帯状疱疹に罹ったことがある人も対象となります。

①接種日に熊野町に住民票があり、一度も帯状疱疹の予防接種を受けたことがない人で次の生年月日に該当する人（接種費用を全額自己負担で受けたことがある人は原則対象外です）

年齢	生年月日
６５歳	昭和３６年４月２日～昭和３７年４月１日生
７０歳	昭和３１年４月２日～昭和３２年４月１日生
７５歳	昭和２６年４月２日～昭和２７年４月１日生
８０歳	昭和２１年４月２日～昭和２２年４月１日生
８５歳	昭和１６年４月２日～昭和１７年４月１日生
９０歳	昭和１１年４月２日～昭和１２年４月１日生
９５歳	昭和　６年４月２日～昭和　７年４月１日生
１００歳	大正１５年４月２日～昭和　２年４月１日生

②60 歳以上 64 歳で、次に該当する人（主治医にご相談ください。）
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な人

【接 種 期 間】　令和８年４月１日（水）～令和９年３月 31 日（水）

〈ご注意〉　期間外に接種を受けた場合は、接種費用の全額が自己負担となります。
また、予防接種法に基づく健康被害救済の対象になりません。

【接種回数・自己負担金】

接種するワクチンにより異なります。
※既に一部の接種を任意接種で行った場合は、残りの回数を定期接種として接種できます。

ワクチンの種類	接種回数	自己負担金
生ワクチン「ビケン」	１回	2,600 円
組換えワクチン「シングリックス」	２回	6,600 円×２回

次の方は無料になります。事前に健康推進課で手続きを行ってください。

①生活保護世帯に属する人
②町民税非課税世帯に属する人

接種後の申請は受付できませんのでご注意ください

【医 療 機 関】

○契約医療機関で受ける場合 → 裏面**契約医療機関一覧**をご覧ください

○契約医療機関以外で接種する場合 → 事前に健康推進課で手続きが必要です
裏面**その他の医療機関で接種を希望される方**をご覧ください

契約医療機関一覧

（※１）生ワクチン「ビケン」のみ接種可能
（※２）組換えワクチン「シングリックス」のみ接種可能

【熊野町内】

〔出来庭〕	片山医院（※１）	〔萩　原〕	藤田小児科医院
〔出来庭〕	はまもと皮ふ科	〔萩　原〕	児玉クリニック
〔出来庭〕	さかい内科リウマチ科	〔川　角〕	豊田レディースクリニック
〔中　溝〕	宗盛医院（※１）	〔貴　船〕	梶山医院
〔萩　原〕	酒井耳鼻咽喉科皮ふ科医院（※２）		

【熊野町外】

〔坂　町〕	済生会広島病院

※契約医療機関は変わることがあります。

その他の医療機関で接種を希望される人

接種後の申請は受付できませんのでご注意ください

以下の場合は、事前に健康推進課で手続きを行ってください。

○県内の広域接種受託医療機関で接種を受ける場合（契約医療機関以外）
→接種券を発行します。

○県外や接種券使用不可の医療機関で接種を受ける場合
→医療機関宛の依頼書を発行します。
接種費用の全額をお支払いいただいたうえで、償還払いとなります。
接種後は、以下の手続きをしてください。

接種費用の償還払い

接種費用の全額を支払った方は、支払額（上限額あり）と自己負担額の差額を償還払いしますので、接種後、速やかに次の書類等を健康推進課にお持ちください。

(1) 定期予防接種費用償還払い申請書
(2) 領収書（医療機関発行の原本）
(3) 予防接種予診票原本（医療機関が作成）
(4) 振込口座が確認できる書類（通帳のコピー等）

《　組換えワクチン「シングリックス」を接種される人へ　》

２ヶ月以上の間隔を空けて２回接種が必要です。原則、同一医療機関で接種をお願いします。
令和８年度内に接種を完了させるためには、１回目を令和９年１月末までに接種する必要があります。
※令和９年４月以降に接種を行う場合、全額自己負担となりますのでご注意下さい。

（お問合せ）　熊野町　健康福祉部　健康推進課　電話 082-820-5637